

杉並の まちづくりを 考える!!

総合計画・施設再編計画等 改定案

【緊急学習会】

2023年11月 日本共産党 杉並区議団

改定案が発表され、パブリックコメントが行われている計画

岸本区長誕生から1年5カ月が経ち、前区政のもとで策定された杉並区総合計画、施設再編計画等6計画について大幅な改定が行われます。

区HP特設サイト



パブコメ期間：10月31日(火)～12月4日(月)

「杉並区 総合計画」

「杉並区 実行計画（第2次）」

「杉並区 区政経営改革推進計画（第2次）」

「杉並区 協働推進計画（第2次）」

「杉並区 デジタル化推進計画（第2次）」

「杉並区 区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン」
（旧「杉並区 区立施設再編整備計画」）

6つの計画の役割

【対象となる6計画】

- 「杉並区 総合計画」
- 「杉並区 実行計画（第2次）」

総合計画と実行計画で1セット。杉並区が行う施策（行政のお仕事）の全分野の方針や目標を決める計画。8つの分野に区分されている。

①防災・防犯、②まちづくり・地域産業、③環境・みどり、④健康・医療、⑤福祉・地域共生、⑥子ども、⑦学び、⑧文化・スポーツ

- 「杉並区 区政経営改革推進計画（第2次）」

施設の民営化や、さまざまな業務委託、区職員の人件数、財政調整基金の積み立て額等の方針を決める計画。

- 「杉並区 協働推進計画（第2次）」

区民や団体と協力する方法や、団体への支援等の方針を決める計画。

- 「杉並区 デジタル化推進計画（第2次）」

受付窓口や区の事務処理のデジタル化を進めるための計画。

- 「杉並区 区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン」（旧「杉並区 区立施設再編整備計画」）

児童館、ゆうゆう館、小中学校、図書館、会議室等、区立施設の建て替えや、施設の有り方などを決める計画。

【計画の体系図】

(杉並区ホームページより)



本日は、「施設マネジメント計画」(旧・施設再編整備計画)をメインに、時間が有れば「総合計画・実行計画」、「区政経営改革推進計画」など他の計画の改定内容について、みなさんと一緒に確認していきたいと思っております。

杉並区の区立施設再編整備の経過

2010(H22)年4月 ● 施設白書2010

2014(H26)年3月 ● 施設再編計画(第1期)・1次プラン 【決定】

2017(H29)年3月 ● 施設再編計画(第1期)・1次プラン 【改定】

2018(H30)年1月 ● 施設白書2018

2019(H31)年2月 ● 施設再編計画(第1期)・2次プラン 【決定】

2022(R04)年3月 ● 施設再編計画(第2期)・1次プラン 【決定】

2023(R05)年3月 ● 施設再編計画(第2期)・1次プラン
【令和4(2022)年度一部修正】

2023(R05)年10月 ● 施設マネジメント計画(第1期)・1次プラン
【改定案発表】



前・区長は「急激な少子高齢化」、「区税収入の激減」を理由に施設の『削減』を正当化。

広報すぎなみ・特別号
(平成26(2014)年1月)

広報 すぎなみ 特別号
杉並区立施設再編整備計画(案)について

杉並区立施設再編整備計画(案)をまとめました
施設再編整備計画(案)の概要

●今なぜ再編整備が必要なのか?

時代とともに変化する区ニーズの的確な責任を持って応えるとともに、将来にわたって持続可能な行政運営を推進するために区立施設の再編整備は必要です!

- 保育所を増やします。
- 児童クラブを拡充するとともに、子どもの安全を確保します。
- 幅広い子育て支援の観点から整備します。

子育てしやすいまちにしてほしい!

- 多世代が交流するコミュニティ施設を新たに整備します。
- 児童生活の健全な環境を提供します。
- 社会参加の機会を提供する施設を充実します。

健康づくりや趣味の活動、社会参加や集いの場を増やしてほしい!

- 特別養護老人ホームの整備を推進します。
- 要介護高齢者の在宅生活をバックアップする施設をつくりまします。
- 高齢者の活動や交流の場をさらに充実します。

抱き寄せたまちにずっと住み続けたい!

●施設再編整備が必要で、こうしたことを実現するために施設再編整備が必要です

移設の積極的な未来を創ります

抱き寄せたまちで、安心して暮らしていただくためには、社会状況や居住ニーズの長期的な変化に対応し、環境や財政状況の変化にも柔軟に対応することが不可欠です。

そこで、区は、皆さまと話し合い、施設再編整備に取り組むこととし、「施設再編整備計画(案)」を公表し、「施設再編整備計画(案)」を公表し、ご意見を伺い、区民アンケート、公民館交流例会、区議会など様々な機会を通じて意見を伺うご意見を

杉並区 田中良

区財政は、少子高齢化の進展により今後厳しさが増やすことが予測されます

- 区立施設を現在の規模で存続させた場合、今後30年間、毎年平均約90億円以上の改築改修費が必要! (過去10年間に支出した改築改修費:年平均約52億円)
- 特別区税収入は区の総人口及び生産年齢人口とともに減少!
- 児童・高齢者・生活困窮者などの社会保障関連の経費は増加!

区立施設は老朽化が進み、今後

- 区が保有する約100の施設の多くは、高度成長期に建設されており、今後、老朽化に伴い、次々と更新(築50年を越える)

現在(平成26年度) 10年後(平成35年度)

区立施設は、少子高齢化の進展により今後厳しさが増やすことが予測されます

- 区立施設を現在の規模で存続させた場合、今後30年間、毎年平均約90億円以上の改築改修費が必要! (過去10年間に支出した改築改修費:年平均約52億円)
- 特別区税収入は区の総人口及び生産年齢人口とともに減少!
- 児童・高齢者・生活困窮者などの社会保障関連の経費は増加!

〈特別区税収入〉

平成26年度 約569億円 → 平成35年度 約379億円

〈社会保障関連経費〉

平成26年度 約549億円 → 平成35年度 約882億円

施設の維持・更新に多くの予算を振り向けることは困難になります

福祉や教育など、施設以外のサービスの維持向上を図っていく必要があります。

必要な施設サービスを効率的に提供できるよう、施設の機能や役割を見直す、施設再編整備が必要です

〈施設再編整備の基本的な考え方〉

- 大規模用地の確保
- 合化や多機能化の推進
- サービスの向上と運営の効率化
- 施設の統合・再編や規模の適正化
- 耐震の確保と新たな需要への対応

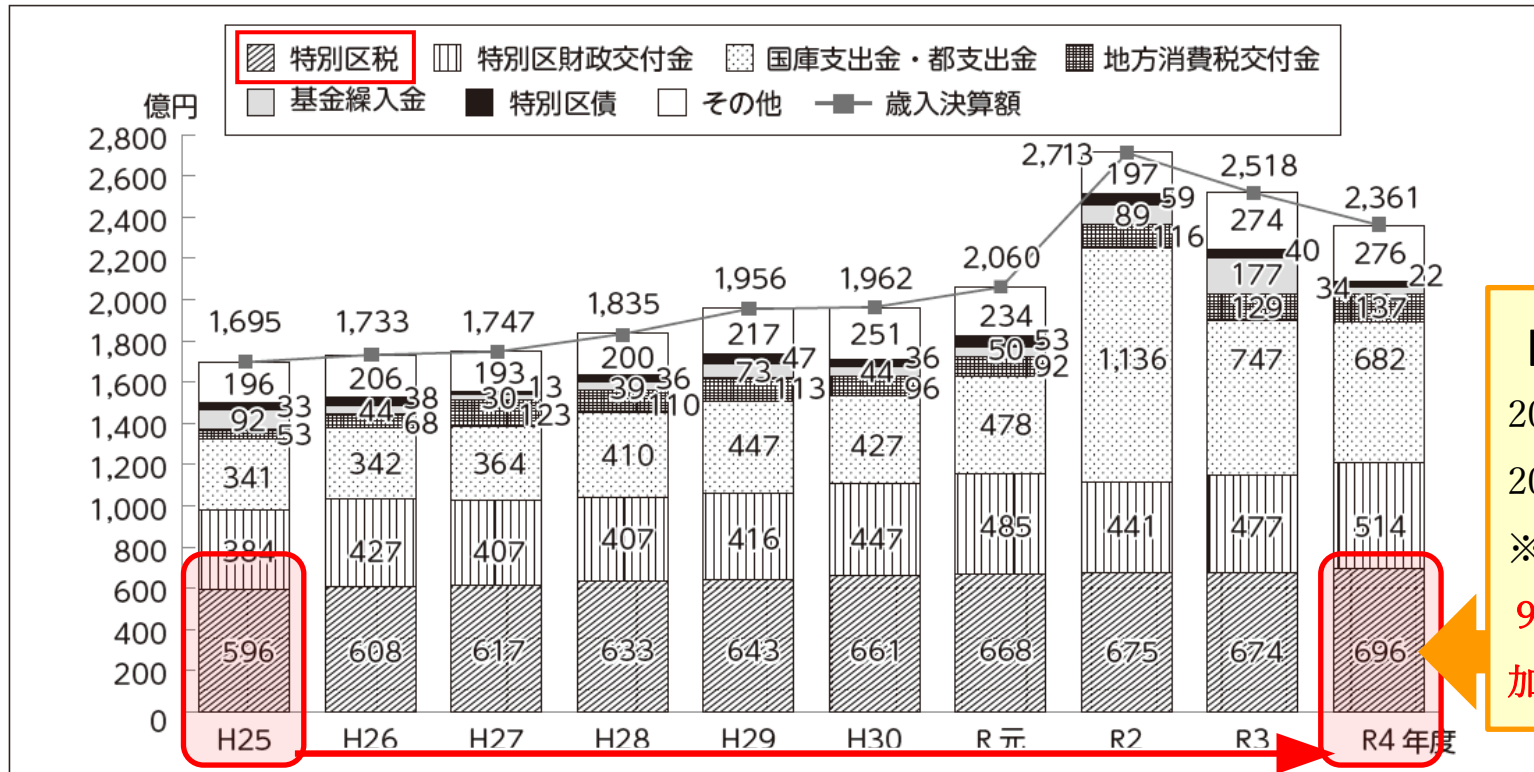
更なる区民サービスの充実を図ることができます

30年後の2044(H55)年には、人口減少によって、特別区民税収が約379億円と、当時の約569億円から**190億円も激減する**ので、施設の**再編(削減)が必要**。

現在の特別区民税収入

【決算資料】 令和4年度区政経営報告書（27ページ）より

【図-1 令和4年度歳入決算額と主な収入構成の推移】…1-2歳入の状況に円単位で掲載（4頁）



【特別区税収入】
 2013(H25)年度：596億円
 2022(R4)年度：696億円
 ※減少するどころか、
9年間で約100億円の増加となっている。

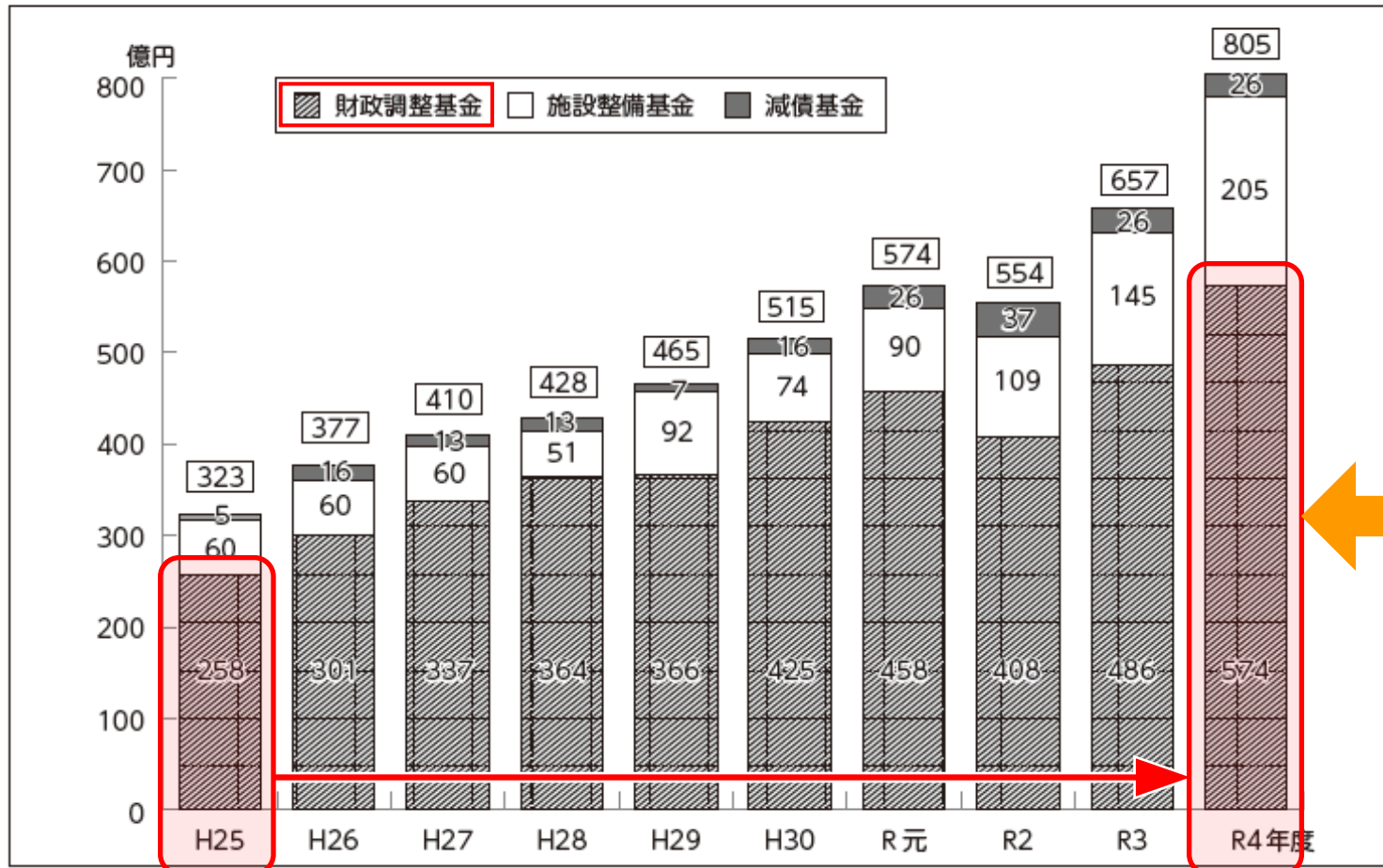
- 基金繰入金、特別区債などを除いた、特別区税、特別区財政交付金、国庫支出金・都支出金を合わせた規模は、増加傾向にあります。令和4年度は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費・事務費補助金の減少などにより、国庫支出金が前年度より減少しました。
- 令和2年度に国庫支出金・都支出金が大幅に増加しているのは、特別定額給付金給付事業補助金など新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金・負担金が増加したためです。

現在の人口構成、特別区民税収入

【決算資料】 令和4年度区政経営報告書（43ページ）より

■ 財政調整基金の残高の推移

〔主な基金残高の推移〕



【財政調整基金】

2013(H25)年度：258億円

2022(R04)年度：574億円

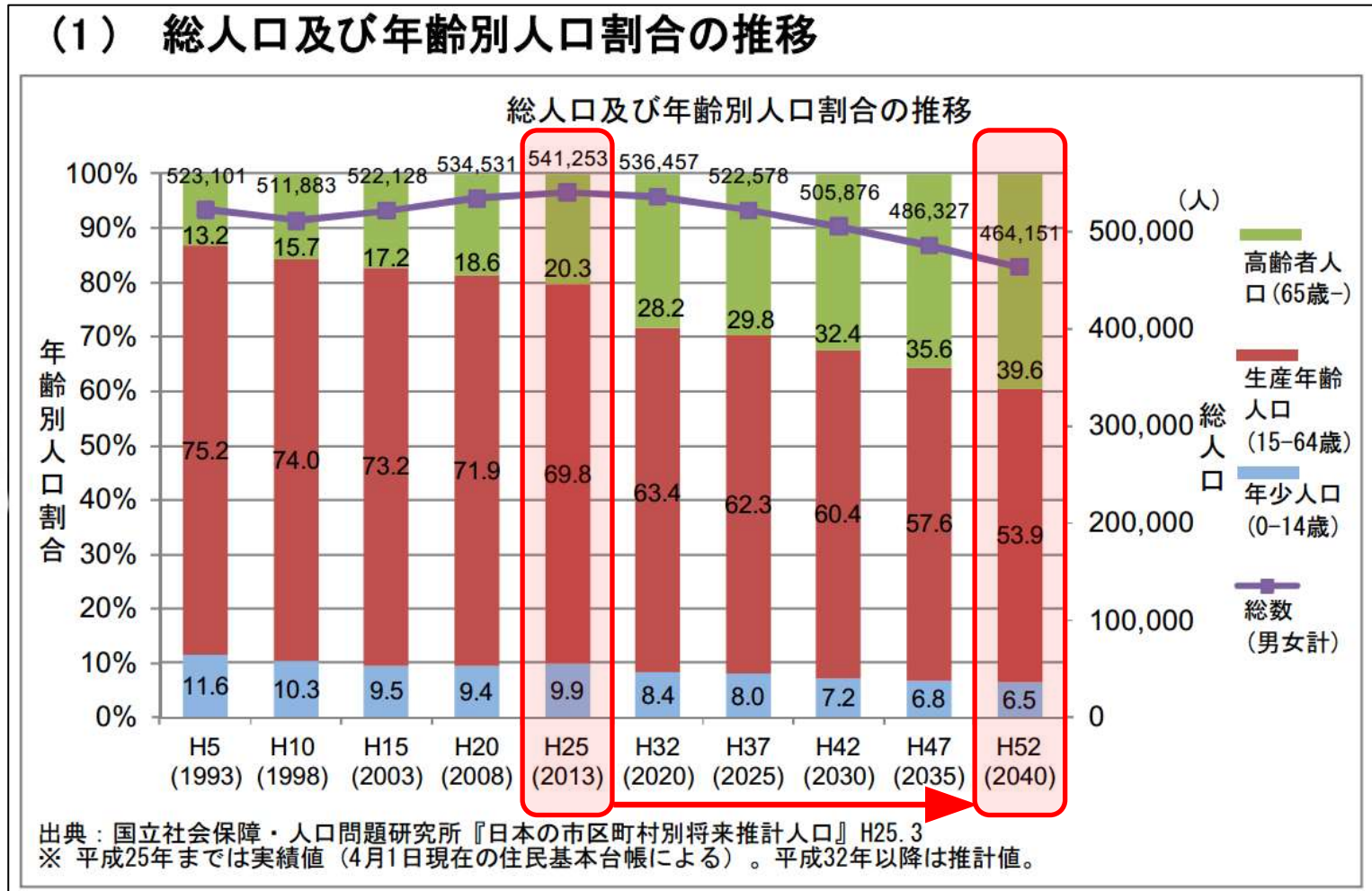
※減少するどころか、

9年間で約316億円と2倍以上の増加となっている。

前・区長が再編計画で示した人口推計のグラフ

30年後には・・・人口が76,000人減少し、高齢化率は当時の2倍の約40%へ

施設削減のよけは激しく高齢化するグリーナー！

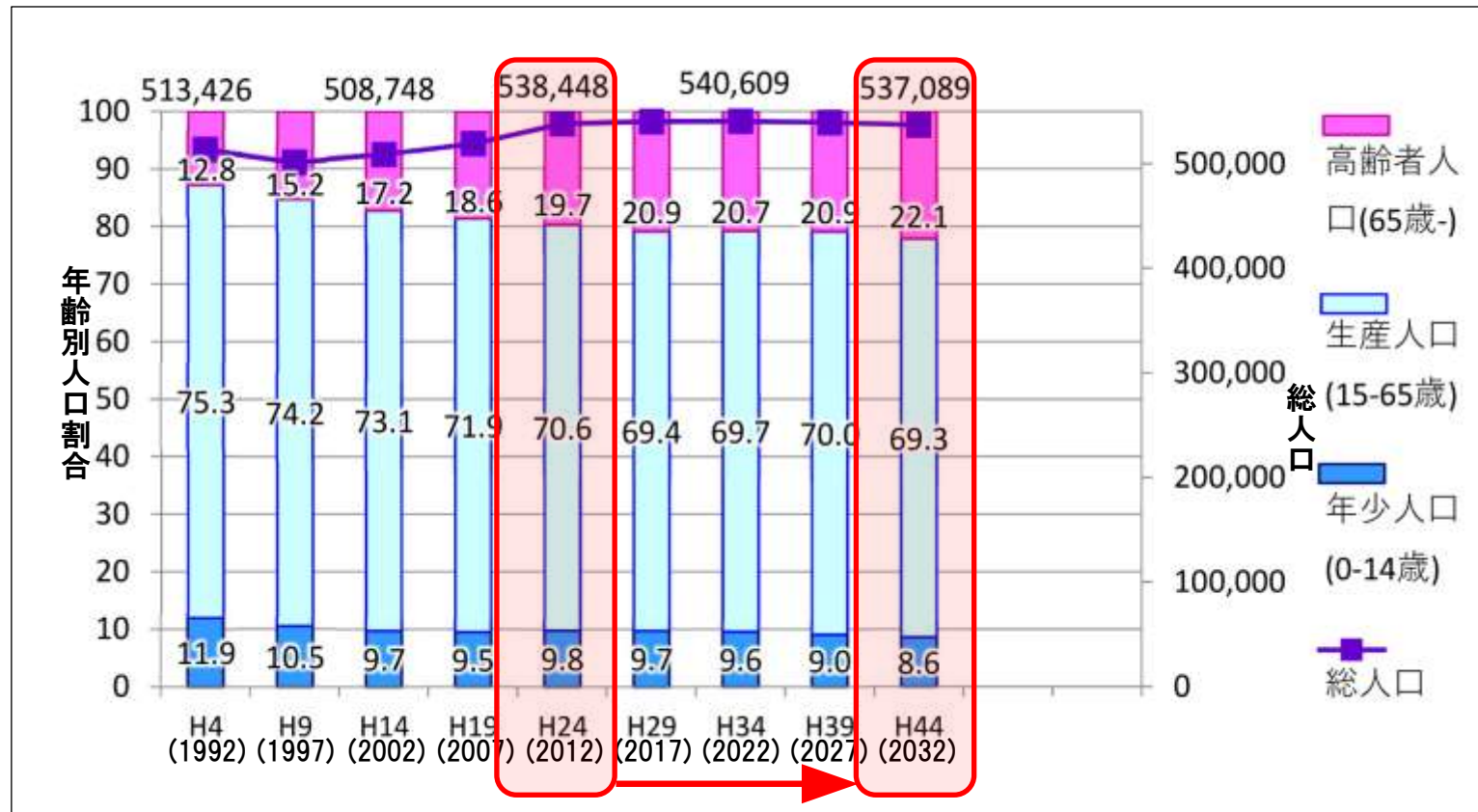


区が再編整備計画以外で使用していた人口推計

20年経っても・・・人口は殆ど減少しない、高齢化率の伸びも2ポイント弱。

施設を削減しないよきは殆ど高齢化しないグラブフリー！

【杉並独自の人口推計】（2012年から20年間の推計）



杉並区行政経営懇談会（H24年6月）資料より党区議団が再作成。

前・田中区政の「施設再編」で 児童館、ゆうゆう館、集会施設など、 様々な施設の廃止・削減が進められた

施設再編計画実施前
【児童館 41館】
【ゆうゆう館 32館】

廃止

第1期計画実施後
【児童館 29館】
【ゆうゆう館 29館】

廃止

第2期計画・1時プラン実施後
【児童館 21館】（予定）
【ゆうゆう館 21館】（予定）

【廃止された他の施設】

区立科学館、あんさんぶる荻窪、和田堀会館、区民事務所会議室12カ所、区立プール（2カ所）、公園・児童遊園2園（縮小2園）、区立保育園12園（廃止後に民営化）、学校統廃合2地域、南伊豆健康学園など

「区立施設再編整備計画」等で 廃止・新設された児童福祉施設・集会施設

施設種類	当初 (2013年度)		第1期計画終了時 (2021年度末)		第2期計画1次プラン 終了時 (2024年度末)	
	施設数	延べ床面積の合計	施設数	延べ床面積の合計	施設数	延べ床面積の合計
児童館	41	25,250 m ²	29	17,900 m ²	21	12,430 m²
子ども・子育てプラザ	0	0 m ²	6	4,180 m ²	9	6,270 m ²
ゆうゆう館	32	7,860 m ²	29	7,300 m ²	21	5,350 m²
区民センター	7	25,000 m ²	7	25,000 m ²	7	25,000 m ²
区民集会所	10	4,200 m ²	11	4,560 m ²	8	3,200 m²
区民会館	4	2,580 m ²	3	2,360 m ²	2	1,470 m²
区民事務所会議室	18	6,200 m ²	7	1,490 m ²	2	520 m²
コミュニティふらっと	0	0 m ²	4	2,630 m ²	11	7,233 m ²
合計	112	71,090 m²	96	65,420 m²	81	61,473 m²
増減 (当初の施設数、床面積との差分)			-16	-5,670 m²	-31	-9,618 m²

※児童館、ゆうゆう館の延べ床面積は施設白書2010を参考にした。それ以外の延べ床面積は2021年第4回定例議会の答弁を参照した。

※区民事務所会議室については、2013年度に保育室等への転用が行われる前の施設数を基本とした。

※2期計画終了時の子ども・子育てプラザとコミュニティふらっとの延べ床面積は、1期計画終了時の延べ床面積より1施設当たりの平均床面積から算出した。

「区立施設再編整備計画」等で 廃止・新設された児童福祉施設・集会施設

施設種類	当初 (2013年度)		第1期計画終了時 (2021年度末)		第2期計画1次プラン 終了時(2024年度末)	
	施設数	延べ床面積の合計	施設数	延べ床面積の合計	施設数	延べ床面積の合計
児童館	41	25,250 m ²	29	17,900 m ²	21	12,430 m ²
子ども・子育てプラザ	0	0 m ²	6	4,180 m ²	6	4,180 m ²
ゆうゆう館	32	7,860 m ²	29	7,300 m ²	21	7,300 m ²
区民センター	7	25,000 m ²	7	25,000 m ²	7	25,000 m ²
区民集会所	10	4,200 m ²	11	4,560 m ²	8	4,560 m ²
区民会館	4	2,580 m ²	3	2,360 m ²	3	2,360 m ²
区民事務所会議室	18	6,200 m ²	7	1,490 m ²	7	1,490 m ²
コミュニティふらっと	0	0 m ²	4	2,630 m ²	4	2,630 m ²
合計	112	71,090 m²	96	65,420 m²	71	59,773 m²
増減(当初の施設数、床面積との差分)			-16	-5,670 m ²	-31	-9,618 m ²



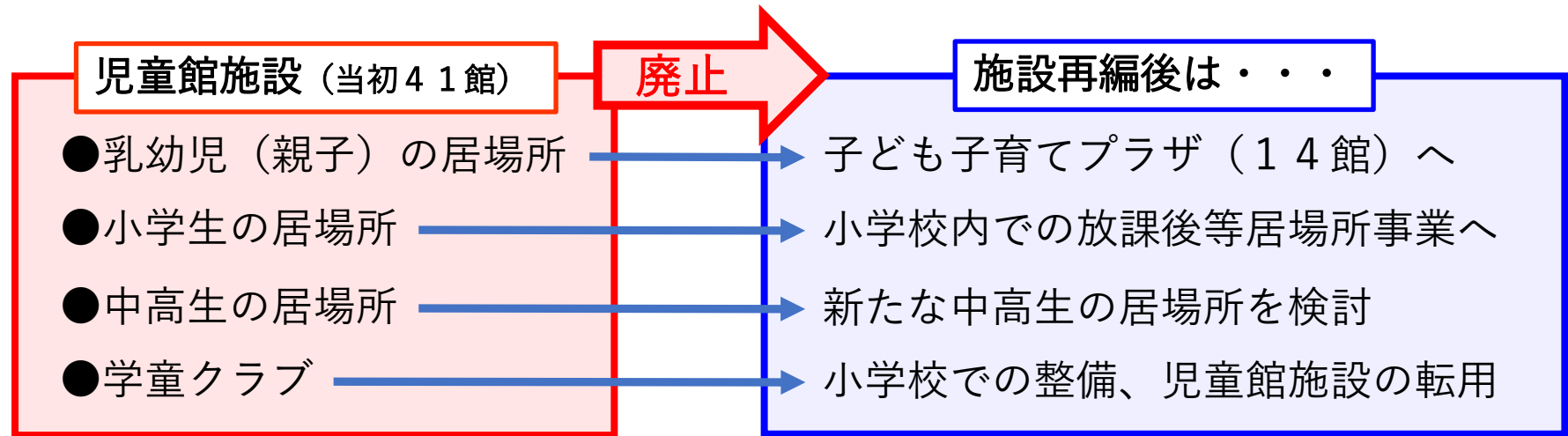
大幅見直し

※児童館、ゆうゆう館の延べ床面積は施設白書2010を参考にした。それ以外の延べ床面積は2021年第4回定例議会の答弁を参照した。

※区民事務所会議室については、2013年度に保育室等への転用が行われる前の施設数を基本とした。

※2期計画終了時の子ども・子育てプラザとコミュニティふらっとの延べ床面積は、1期計画終了時の延べ床面積より1施設当たりの平均床面積から算出した。

杉並区・児童館施設等 これまでの取組は・・・



問題点は？

- 乳幼児 (親子) の居場所となる児童館は4 1館だったが、1 4館の「子ども子育てプラザ」となるため、施設数としては3分の1に減少。
- 小学生の居場所が、小学校内での放課後等居場所事業となることで、児童館で行っていた過ごし方が制限される (土日の利用、児童館特有のおやつ、ゲームの持ち込み、お泊りキャンプ)。また、不登校などの子どもの居場所が喪失する。さらに、学校統廃合が行われる地域では、子どもの居場所が激減する。
- 学童クラブの小学校移転について、複数の学童クラブを小学校内へ移設する場合は、150人、200人と肥大化。その際、必ず民営化を実施。
- 中高生の居場所は、児童館廃止で居場所自体が減少・喪失する。

e t c

杉並区・児童館施設等

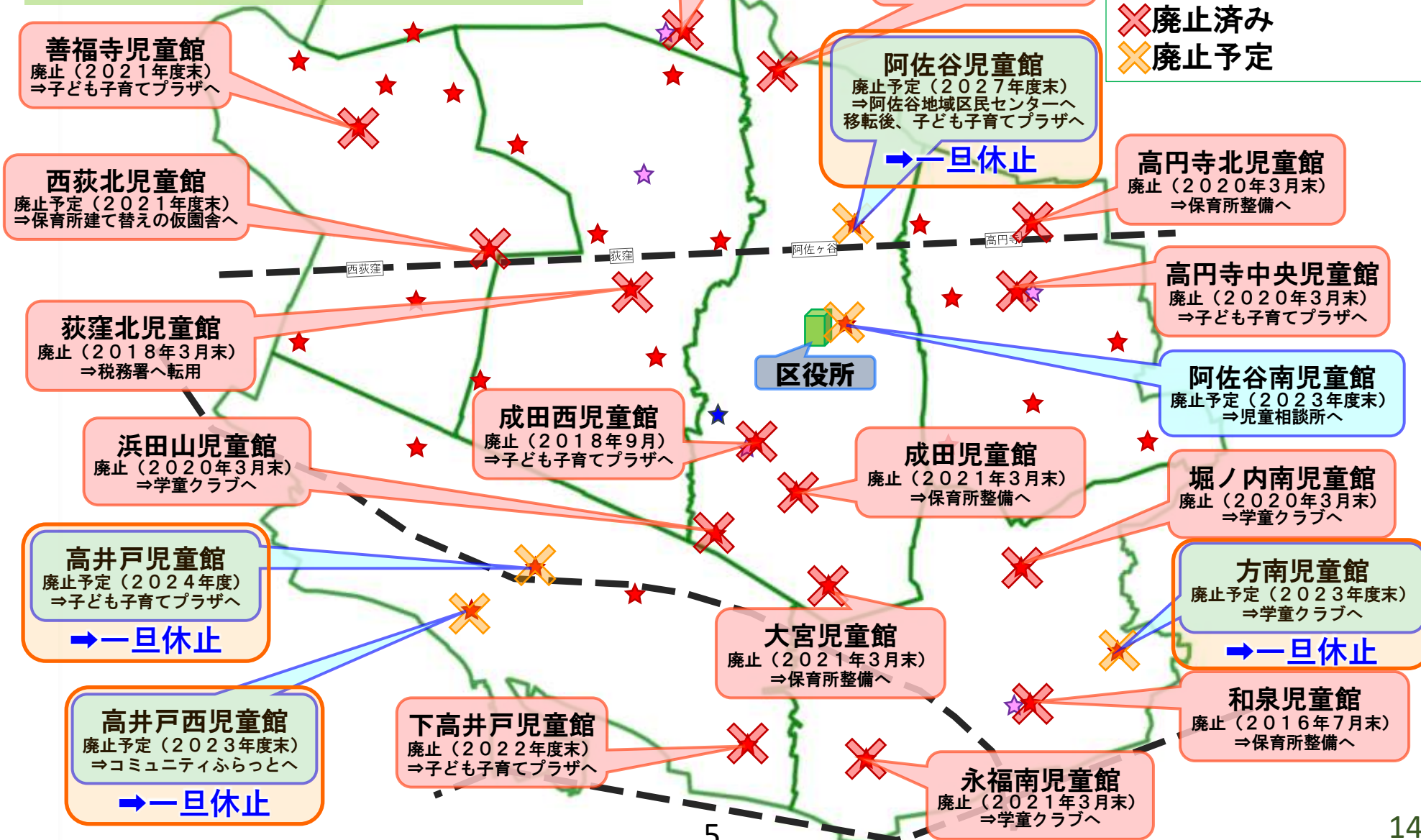
(第2期の一部修正の状況) (2015年時点41館)

廃止済み15館 (2023年時点26館)

廃止予定5館 (うち一旦休止 4館)

凡例

- ★ 児童館
- ☆ 子ども子育てプラザ
- ★ ゆう杉並
- ✕ 廃止済み
- ✕ 廃止予定



ゆうゆう館（当時31館）

区民集会所（当時12館）

区民会館（当時3館）

児童館施設（当時38館）

統合

地域コミュニティ施設

- ・延床面積500～800㎡程度
- ・貸室、ラウンジ、乳幼児室など
- ・歩いて通える距離で区内30～40館（徒歩10分、半径約700m）
- ・高齢者団体の優先枠を設け、多世代でタイムシェアを図る

問題点は？

- 区民集会所、区民会館の他に区民事務所会議室も全館廃止されるので、それぞれの地域で区民の居場所が減少する。
- 高齢者団体の優先については、日中の時間帯となることが予想されるが、区民会館、集会所なども高齢者団体以外も日中利用しており、世代間で居場所確保の競争が発生する可能性がある。
- 乳幼児室には、保育士や児童館職員が常時配置されるわけではないので、児童館廃止後の乳幼児親子の居場所の継承とは言えない。
- 歩いて行くことができる範囲に整備すると言うのなら、近隣住区の考え方を廃止する必要はなかった。（杉並区の近隣住区の考え方：小学校通学区を一つの住区と考え、乳幼児、小中学生、現役世代、高齢者などに必要な施設を整備する考え方）

e t c

杉並区・ゆうゆう館

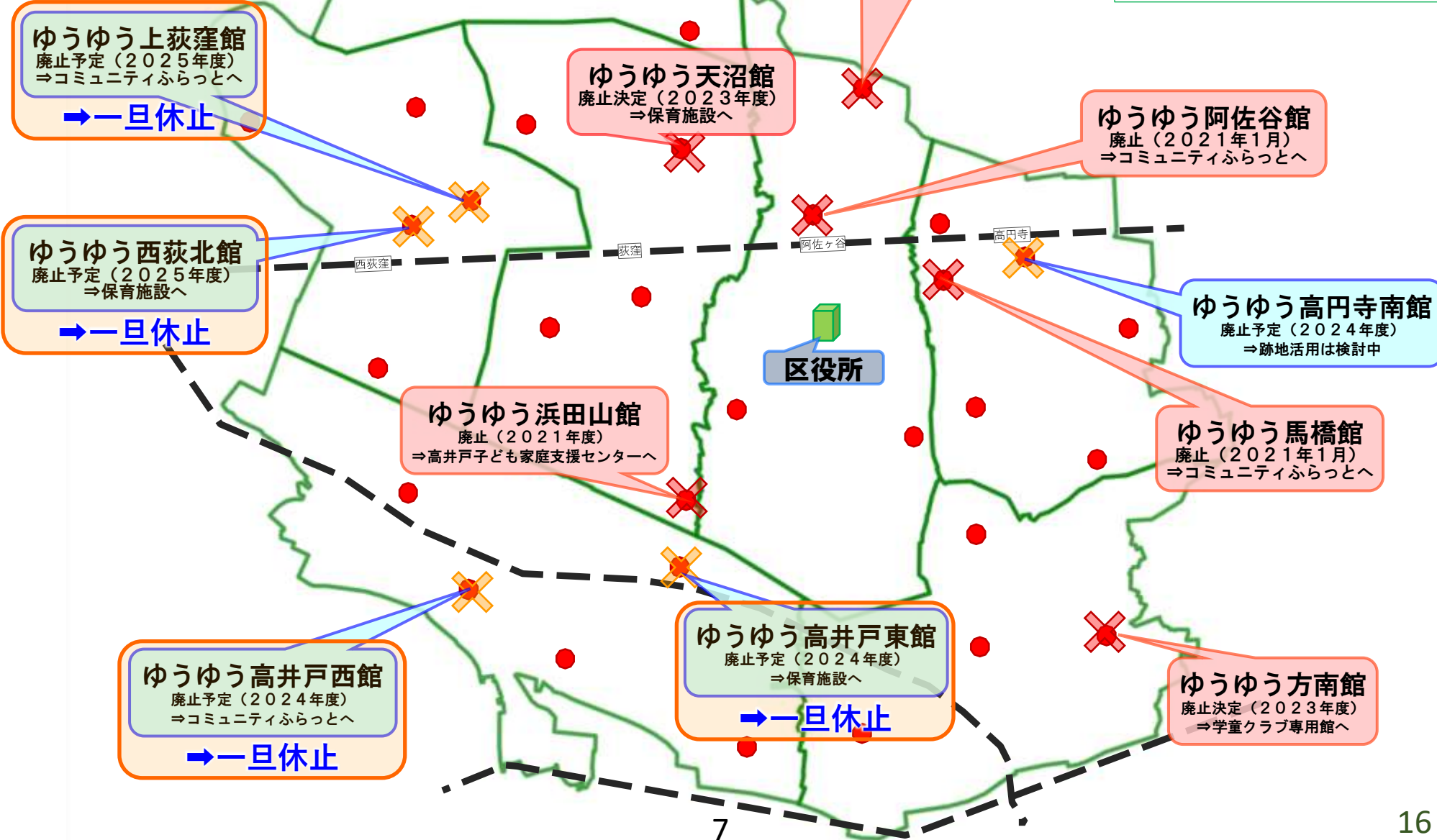
(第2期の一部修正の状況) (2015年時点32館)

廃止済み・決定 6館

廃止予定 5館 (うち一旦休止 4館)

凡例

- ゆうゆう館
- ✕ 廃止済み・決定
- ✕ 廃止予定



岸本聡子区長のもとで、 「区立施設再編整備計画」を大幅な見直し！

2023(R05)年3月 ● 施設再編計画(第2期)・1次プラン【令和4(2022)年度一部修正】

【区長の公約等を踏まえた修正】

第1次実施プランにおいて計画化した児童館・ゆうゆう館等に関する事業については、新たな方針等を決定するまでの間、原則として事業を一旦休止。
(一部、休止の困難な事業も有り。)

- 児童館 : 廃止予定5館 → 4館の廃止を休止
- ゆうゆう館 : 廃止予定5館 → 4館の廃止を休止

2023(R05)年10月 ● 施設マネジメント計画(第1期)・1次プラン【改定案発表】

【これまでの取組の検証を踏まえた修正(改定案)】

施設再編整備計画について「**区民の皆さんから取り組みの内容や進め方などについて、さまざまなご意見を頂いてきました。**この間、これまでの**取り組みの検証を行い、その結果を踏まえて**新たな「**杉並区区立施設マネジメント計画**」の案を策定しました。」(広報すぎなみより)

- 【大きな転換点①】 「検証せずに強行」から「検証と見直し」へ
- 【大きな転換点②】 「押し付け」から「対話」へ
- 【大きな転換点③】 「削減」から「適正管理」へ



施設マネジメント計画【大きな転換点①】

「検証せずに強行」から「検証と見直し」へ

◆施設再編整備計画(2期)1次プラン(2022(R04)年3月)5～6ページより

【児童館再編による子どもの居場所の拡充】

→「小学校内で小学生の放課後等居場所事業を実施することで、体育館や校庭なども含め小学校施設を有効に活用し、子どもたちがのびのびと過ごすことができる環境を整備してきました。」

【新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」への再編整備】

→「乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」へと再編整備することとしました。」



前・区政で児童館、ゆうゆう館の廃止に伴う、機能の分散・移転によって、多くの利用者から不満の声が噴出していても、計画を顧みる姿勢を示さなかった。

◆前区政下での再編整備を検証し、進め方の問題点に言及（施設マネジメント計画1ページ）

「施設再編整備の進め方において、対象となる施設の利用者や地域住民等の意見を十分に反映できていなかったことが最大の課題であったと受け止めています。」

「これまでの進め方は、対象となる施設や地域の課題、行財政運営上の留意点を施設利用者や地域住民等と共有し、共に解決策を考え、まとめ上げる進め方でなく、区がそれらの課題を踏まえた計画を提示した上で、パブリックコメントや説明会を行う手法でした。そのため、**計画案に施設利用者や地域住民等の意見が反映されにくく**、区は寄せられた意見に対して計画案の妥当性を説明・説得することに注力したことから、結果として、**区政に対する施設利用者等の不信感を生み出してしまったことは否めません。**」



施設マネジメント計画【大きな転換点②】

「押し付け」から「対話」へ



区役所内部で「計画案」を策定し、パブリックコメントにかけるが寄せられる区民の声の殆どが計画には反映されず。

過去、前区長のもと小中学校統廃合計画のパブコメの議論で、党区議団の追及に対し部長が「**大方の施策については、何も言わない方、パブリックコメントに対して個別に言わない方は、施策についての同意があるのではないかなという認識を持てるものだというふうに思っています。**」

(議事録：平成25年11月28日文教委員会-11月28日-01号より)



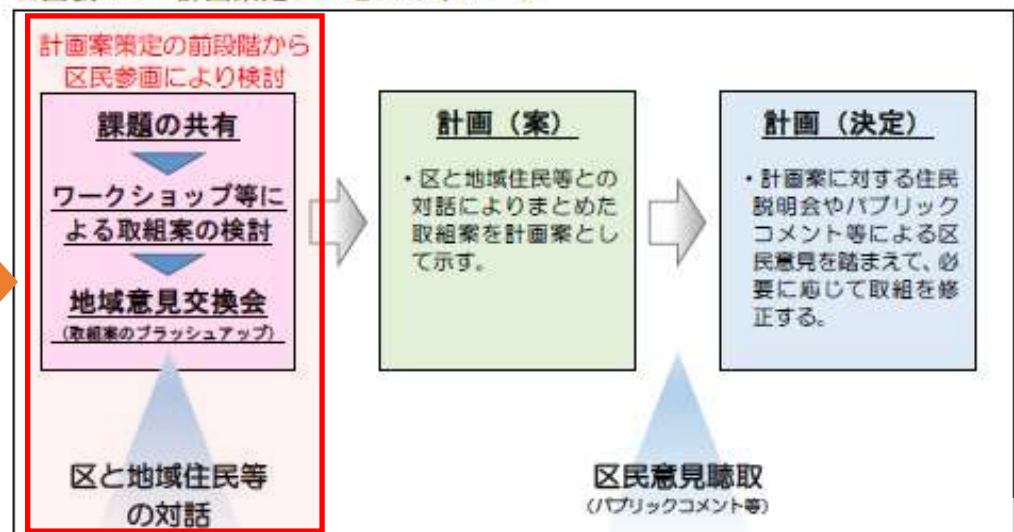
◆計画策定プロセスの変更

「施設の再編等の取組を定めるに当たっては、**施設利用者を始めとした区民との合意形成を図っていくことが重要**です。」

「計画案を作成する**前の段階**から、施設利用者や地域住民等の**声をしっかりと聴きながら**進めていきます。」

(施設マネジメント計画11ページ)

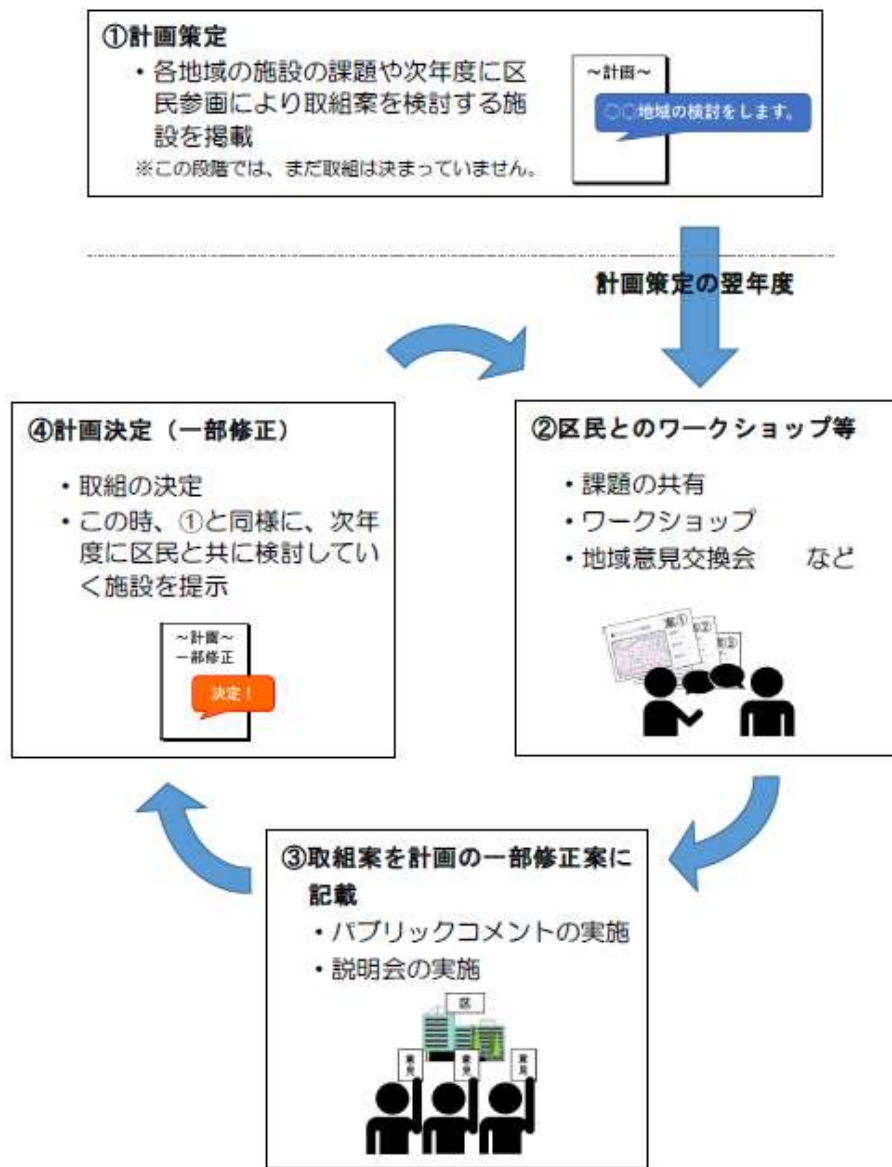
★図表 4-1 計画策定プロセスのイメージ



新たに追加！！

計画策定のプロセスの基本的イメージ (施設マネジメント計画P12、P13)

★図表 4-2 計画策定プロセスの具体的な進め方の基本イメージ



イメージ	内容	主体
計画策定年度		
①計画策定		
～計画～ 地域の検討をします。	<今回の計画> ・今回の計画（第1次実施プラン）で、次年度に区民参画により取組案を検討する施設を掲載しています。	区
計画策定の翌年度		
②区民とのワークショップ等		
	<課題の共有> ・計画策定後（基本的には翌年度）、検討対象となる施設の現状や地域の課題等について、施設利用者や地域住民等と共有します。	地域：地域と共に取組案を検討
	<ワークショップ等による取組案の検討> ・課題を共有した上で、取組案のたたき台となる複数の案を作成します。 ・たたき台をベースに、地域と共に取組案を検討します。たたき台以外の案にまとまることもあります。	
	<地域意見交換会> ・ワークショップ等でまとめた取組案などについて、より幅広く地域の意見を聴くために、地域意見交換会を実施します。	
③取組案を計画の一部修正案に記載		
～取組案～	<取組案の決定～計画案への記載> ・ワークショップや地域意見交換会の意見等を踏まえて、必要な修正をした上で、取組案を決定します。 ・原則、毎年度、実施プランの見直し（計画の一部修正）を行いますので、この計画案に取組案を記載します。	区
	<パブリックコメントの実施> ・計画の一部修正案に対して、パブリックコメントを実施し、区民等からの意見聴取をした上で、必要があれば取組案に修正を加えます。	
④計画決定 (一部修正)		
～計画～ 一部修正 決定!	<計画決定> ・計画の一部修正を決定することで、取組案についても決定します。 ・計画の一部修正に合わせて、翌年度以降に区民と共に検討する施設を提示します（次の検討サイクルとして②へ進む）。	区

施設マネジメント計画【大きな転換点③】

「削減」から「適正管理」へ



急激な「少子高齢化」による大幅な「人口減少」によって、「特別区民税収入」が激減するので、施設再編が必要としていたが、実際には

- 児童館、ゆうゆう館等の大幅削減、学校統廃合 → 維持管理コストの削減
- 保育園、学童クラブの民営化 → 人件費の削減

★図表 4-4 画一的ではない検討結果のイメージ



◆ 「削減ありき」からの脱却

「これまでの区立施設再編整備計画では、基本方針に基づき、例えばゆうゆう館は全てコミュニティふらっとに再編整備していくなど、画一的な取組としてきましたが、施設を取り巻く状況は様々であり、地域の実情によって解決策が異なってくることから、**検討に当たっては、多様な意見等を踏まえた複数のパターンを検討していきます。**」

（施設マネジメント計画15ページ）

~~児童館、ゆうゆう館は絶対に全館廃止！！~~

児童館の今後の取り組み

◆児童館の再編について、これまでの取組を検証した結果 (施設マネジメント計画23ページ)

児童館が有していた役割を、今後さらに充実・発展させていく観点からは、

- ・学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があること
- ・新たな居場所においては維持することが困難な「児童館の特性」があること
- ・子どもや保護者には、その置かれた状況や成長段階等に応じて、多様なニーズがあり、居場所に求める内容も様々であること等
- ・取組内容の周知や意見聴取のプロセスに課題があったこと

などが明らかに。

◆基本方針の策定 (施設マネジメント計画23ページ)

検証で確認できた課題や、児童館ならではの特性の視点等を踏まえながら、困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした居場所づくりの指針となる

「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」

を令和6年度(2024年度)中に策定することを目指し、検討を行っていきます。児童館等の今後の方向性についてはその基本方針の中で明らかにしていきます。



ゆうゆう館の今後の取り組み

◆ゆうゆう館の再編について（施設マネジメント計画31ページ）

コミュニティふらっとに機能を継承した上で廃止する取組を計画的に進めてきたところです。しかし、この取組には、賛同する意見がある一方、計画化に当たって

・利用者や地域住民の意見聴取が不十分であったこと等が浮き彫りになりました。

◆計画づくりのプロセスの転換（施設マネジメント計画31ページ）

計画案策定前の段階から、**施設利用者や地域住民等と施設を取り巻く課題を共有し、施設のあり方を共に考えていく**というように、計画づくりのプロセスを転換することとします。

こうした新たな施設の再編等の取組を通して、

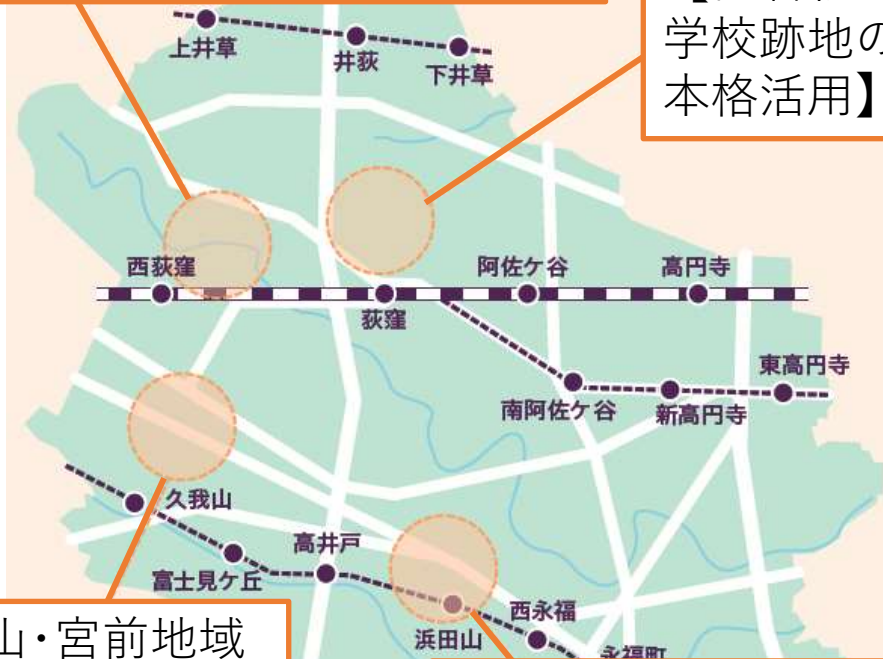
- ・多くの元気な高齢者のいきがい・健康増進活動や、
 - ・一人暮らし高齢者等の孤立防止に資する高齢者の居場所（家庭や職場ではない第三の居場所）
 - ・多世代交流を含む、多様な活動の機会や活躍の場
- を適切に提供していきます。



2024(R06)年度に検討が始まる4地域の取り組み (ワークショップや地域意見交換会など)

■西荻地域【旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の改築等】

■荻窪地域【旧若杉小学校跡地の本格活用】



■久我山・宮前地域【西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の改築等】

■高井戸地域【高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の改築等】

■西荻地域【旧上荻窪会議室等の跡地活用と周辺施設の改築等】 (P108)

○西荻北保育園、ゆうゆう西荻北館、ゆうゆう上荻窪館、ケア24上荻
<検討期間> 2024 (R06)年度中

■荻窪地域【旧若杉小学校跡地の本格活用】 (P112)

○旧若杉小学校、さざんかステップアップ教室「荻窪教室」、重症心身障害児通所施設わかば
<検討期間> 2024 (R06) ~2025(R07)年度

■久我山・宮前地域【西宮中学校の改築と老朽化した周辺施設の改築等】 (P120)

○西宮中学校、宮前図書館、さざんかステップアップ教室「宮前教室」、大宮前保育園、ゆうゆう大宮前館、宮前児童館
<検討期間> 2024 (R06)年度中

■高井戸地域【高井戸東保育園・ゆうゆう高井戸東館の改築等】 (P121)

○高井戸東保育園、ゆうゆう高井戸東館、浜田山会館、ケア24浜田山
<検討期間> 2024 (R06)年度中

ぜひ、みなさんも各地域の取り組み（ワークショップなど）に参加してください！

その他の個別案件について

■ 杉並第一小学校

■ ゆうゆう
高円寺南館

■ コミュニティ
ふらっと本天沼

■ 阿佐谷南児童館

■ 児童館、ゆうゆう館等が廃止された地域

■ **杉並第一小学校**（阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画）
「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会」を開催

課題→これまでの進め方の検証が必要

■ **コミュニティふらっと本天沼**

「コミュニティふらっと本天沼の運営に関する地域懇談会」を3か月に一度開催。

課題→廃止された本天沼区民集会所、ゆうゆう天沼館、天沼区民集会所の代替機能が必要

■ **ゆうゆう高円寺南館（P116）**

暫定的に高齢者の活動場所等として活用し、（仮称）コミュニティふらっと高円寺南への機能継承を円滑に進める。

課題→ゆうゆう館として現在の場所で存続することが望ましい

■ **阿佐谷南児童館**

児童相談所設置に伴う廃止予定。杉並区議会・第4回定例会に廃止議案がかけられる予定。

課題→廃止により奪われる「子どもの居場所」の代替機能が必要

■ **児童館、ゆうゆう館が廃止された地域**

児童館が無くなった地域の意見聴取、

課題→廃止により奪われた「子どもの居場所」「高齢者の居場所の復活児童館」の代替機能が必要

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

次に、

「杉並区 総合計画」

「杉並区 実行計画（第2次）」

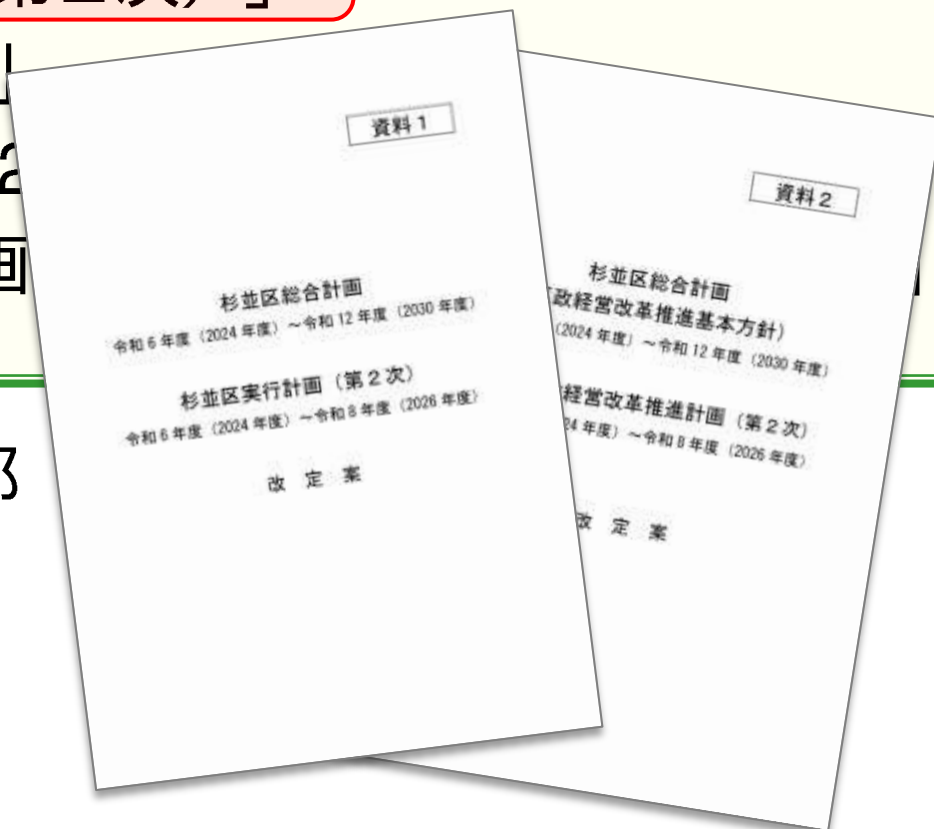
「杉並区 区政経営改革推進計画（第2次）」

「杉並区 協働推進計画（第2次）」

「杉並区 デジタル化推進計画（第2次）」

「杉並区 区立施設マネジメント計画
（旧「杉並区 区立施設再編整備計画」）」

について、改定案での特徴的な部分を抜粋して共有していきます。



杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

1. 防災・防犯「みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち」

■施策1－6 無電柱化の推進について（P 19）

【改定前】

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
区道第2096-1号路線 設計・調査	区道第2096-1号路線 設計・支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 整備工事	区道第2096-1号路線 設計・支障移設工事・ 整備工事	
阿佐ヶ谷駅北東地区 概略設計	阿佐ヶ谷駅北東地区 測量・調査	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計	阿佐ヶ谷駅北東地区 測量・調査・設計	
補助第132号線 設計	補助第132号線 設計	補助第132号線 支障移設工事	補助第132号線 整備工事	補助第132号線 設計・支障移設工事・ 整備工事	
		補助第221号線 設計	補助第221号線 設計	補助第221号線 設計	
	無電柱化推進方針 検討	無電柱化推進方針 改定	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 検討・改定・運用	
経費(百万円)	47	17	189	253	

※1 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

「都市計画道路132号線、221号線」について、「支障移設工事・設備工事」との文言がなくなり、「調整」が追加。

【改定案】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を優先し、順次、区道の無電柱化を進めています。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に併い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めています。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整
補助第221号線 設計	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 調整	補助第221号線 設計 調整
区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事 設計	区道第2096-1号路線 設計 電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線 設計 電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事 設計 電線共同溝設置工事
—	区道第2131号路線 測量 設計	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 測量 設計 調整
阿佐ヶ谷駅北東地区 設計	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整 支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整 支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整 支障移設工事
無電柱化推進方針 検討	無電柱化推進方針 改定	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 検討・運用

※1 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

【課題】無電柱化について、防災力向上の観点から必要と判断される道路については、幅員6m以下の道路も対象とすることが求められる。

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

2.まちづくり・地域産業 「多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち」

■施策4－2 駅周辺まちづくりの推進（P33）

【改定案】

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画^{※1}等を活用し、その地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備
事業量	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用
	—	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	下高井戸駅周辺地区 地区計画 策定・周知	下高井戸駅周辺地区 地区計画 周知・運用	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討・策定・周知・ 運用

※1 地区計画:地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

新規で「下高井戸駅周辺地区」地区計画の検討・策定等が追加。

【課題】「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」は今後も推進・運用が続く。

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

2. まちづくり・地域産業 「多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち」

■施策5－3 都市計画道路の整備（P36）

【改定前】

区民生活の防災性・利便性の向上を図るため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、区が優先的に整備すべき路線に選定した4路線のうち、補助第132号線の整備を進め、補助第221号線は事業認可を取得後、整備に向けた取組を進めます。また、都市計画道路の整備に合わせて、無電柱化や歩道のバリアフリー化を行うことにより、誰もが安全・安心に移動できる道づくりを推進します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
補助第132号線 物件調査・用地折衝・設計		補助第132号線 物件調査・用地折衝・設計	補助第132号線 用地折衝・設計	補助第132号線 用地折衝・設計・工事	補助第132号線 物件調査・用地折衝・設計・工事
補助第221号線 用地測量・設計		補助第221号線 事業認可・物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 事業認可・物件調査 用地折衝・設計
補助第216号線 補助第227号線 事業化検討		補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討
経費(百万円)		180	83	165	428

「補助第132号線」について「設計・工事」の文言が削除。
また、「補助第132、221、133号線の地域」で「対話集会の実施、デザイン会議の開催」が追加。

【改定案】

「東京における都市計画道路の整備方針(事業化計画)」^{※1}に基づき、事業着手している西荻窪の補助第132号線(事業認可区域)及び高円寺の補助第221号線は、区民との合意形成を図りながら事業を進め、整備に合わせて無電柱化や歩道のバリアフリー化を行います。なお、生活拠点である駅につながる都市計画道路の整備は周辺のまちづくりに大きな影響を及ぼすことから、都が施行する補助133号線も含めて、(仮称)デザイン会議^{※2}を設け、地域ごとに区民との対話を重ね、今後の道路整備やまちづくりに生かしていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝	補助第132号線 物件調査・用地折衝
補助第221号線 物件調査・用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査・用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査・用地折衝	補助第221号線 物件調査・用地折衝	補助第221号線 物件調査・用地折衝	補助第221号線 物件調査・用地折衝・設計
対話集会の実施 補助第132号線 補助第221号線 補助第133号線 (南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線 (西荻窪) 補助第221号線 (高円寺) 補助第133号線 (南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線 (西荻窪) 補助第221号線 (高円寺) 補助第133号線 (南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線 (西荻窪) 補助第221号線 (高円寺) 補助第133号線 (南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線 (西荻窪) 補助第221号線 (高円寺) 補助第133号線 (南阿佐ヶ谷)	(仮称)デザイン会議の開催 補助第132号線 (西荻窪) 補助第221号線 (高円寺) 補助第133号線 (南阿佐ヶ谷)

※1 東京における都市計画道路の整備方針(事業化計画)：東京都と23区26市2町が、都市計画道路を計画的、効率的に整備するために概ね10年間で優先的に整備する路線を定めたもの
※2 (仮称)デザイン会議：公共空間としての道路やまちについて区民との対話を重ね、議論していくための新たな対話の場

【課題】各路線で行われるデザイン会議等に、住民の声を届けるとともに、そうした声を計画に反映させる必要がある。

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

5. 「福祉・地域共生」すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

■施策16-6 高齢者いきがい活動の充実（P97）

【改定案】

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ ^{※1} 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
事業量	長寿応援ポイント事業 ^{※2} 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
	杉の樹大学 ^{※3} 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し

【課題】 ゆうゆう館ならではの特性について、区の認識が薄いことが問題。高齢者の居場所としてのゆうゆう館の重要性を再認識する必要がある。

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

6.子ども「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」

■施策18-1 子どもの権利擁護の推進（P108）

【改定案】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づき、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏 まえた取組 検討・実施

新たな取り組みとして「施策18-1 子どもの権利擁護の推進」が追加され、「子どもの権利に関する条例、審議会、答申を踏まえた取組み」が追加された。

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

6.子ども「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」

■施策18-2 子どもの意見表明・参画の推進（P108）

【改定案】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策((仮称)杉並区こども計画)への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策((仮称)杉並区こども計画)への子どもの意見の反映

新たな取り組みとして「施策18-2 子どもの意見表明・参画の推進」が追加され、「子どもの意見表明・参画の推進、意見の反映」が追加された。

杉並区総合計画・実行計画（第2次）改定案

6.子ども「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」

■施策19-1より良い子どもの居場所づくりの推進（P114）

【改定案】

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度(2025年度)以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を令和6年度(2024年度)からすべての事業実施校で行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定			
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営			
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)			
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進
事業量	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施			
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用

「(仮称)子どもの居場所づくり基本方針」が来年度策定予定。

【課題】基本方針にて、今までの児童館の重要性を位置付けることが必要。

【課題】児童館廃止に伴い中高生の居場所が減少している。それぞれの地域で、新たな居場所の創出が必要。

区政経営改革推進計画（第2次）改定案

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

■学童クラブの運営委託の実施（P10）

【改定案】

学童クラブ運営委託の実施		児童青少年課		
<p>既に委託化が決定している学童クラブの運営について、杉並区学童クラブの民間委託ガイドラインに基づき、委託します。 また、今後の学童クラブの運営委託の実施については、令和6年度(2024年度)に策定する「委託導入の指針」や「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえて検討します。</p>				
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	
取組内容	運営委託の実施 2クラブ			
効果	(財)(定)			
関連する計画				
(実行計画) 施策20 学童クラブの整備・充実				

今後の学童クラブの運営委託について来年度策定予定の「委託導入の指針」を踏まえて検討。

【課題】区直営の学童クラブを残し、区職員のスキルの確保が必要。

区政経営改革推進計画（第2次）改定案

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

■財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方（P 16）

【改定案】

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和3年度(2021年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① 大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高 450 億円の維持に努めます。基金を活用し、年度末残高が 450 億円を下回る状況となる場合は、可能な限り速やかに残高の回復に努めます。
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てるとともに、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。
- ③ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行し、繰上償還をする場合等を除き、公債費負担比率^{※1}が 5%を超えないように努めます。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の削減に努めます。
- ④ 財政運営の弾力性を保持するために、極端な税収減となる場合を除き、行政コスト対税収等比率^{※2}が 100%を超えないように努めます。
- ⑤ 将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数^{※3}が 5 年を超えないように努めます。

※1 公債費負担比率: 公債費(区債の元金返済や金利支払の経費)に充てる一般財源等が一般財源等総額に占める割合

※2 行政コスト対税収等比率: 純経常行政コストが税収や補助金等の財源に占める割合

※3 債務償還可能年数: 経常収支の黒字分を将来の実質債務の償還に充てた場合、何年で償還できるかを示すもの

改定案にて、財政調整基金の年度末残高について、350億円から450億円へと維持額を増額。

【課題】既に単年度で100億円近くの決算剰余金が発生し、財政調整基金については昨年度末に570億円を超えている。こうした財政力を福祉・教育・区民生活に活用することが求められる。

パブリックコメントにみなさんの声をお寄せください！

【対象となる6計画】

- 「杉並区 総合計画」
- 「杉並区 実行計画（第2次）」
- 「杉並区 区政経営改革推進計画（第2次）」
- 「杉並区 協働推進計画（第2次）」
- 「杉並区 デジタル化推進計画（第2次）」
- 「杉並区 区立施設マネジメント計画（第1期）・第1次実施プラン」（旧「杉並区 区立施設再編整備計画」）

総合計画と実行計画で1セット。杉並区が行う施策（行政のお仕事）の全分野の方針や目標を決める計画。8つの分野に区分されている。

①防災・防犯、②まちづくり・地域産業、③環境・みどり、④健康・医療、⑤福祉・地域共生、⑥子ども、⑦学び、⑧文化・スポーツ

★杉並区に対する要望、提案、もっと伸ばしてほしいこと、やめてほしいこと等、どんなことでもパブコメに書くことができます。

施設の民営化や、さまざまな業務委託、財政調整基金の積み立て額等の方針を決める計画。

区民や団体と協力する方法や、団体への支援等の方針を決める計画。

児童館、ゆうゆう館、小中学校、図書館、会議室等、区立施設の建て替えや、施設の有り方などを決める計画。

★「児童館、ゆうゆう館を残してほしい」とか、「学校のプールを廃止しないでほしい」といった、施設に係ることなら、どんなことでもパブコメに書くことができます。

パブリックコメントにみなさんの声をお寄せください！

今回行われているパブコメは、杉並区の全分野にわたる方針が対象です。ですので、パブコメには杉並区に関わることなら、『どんな意見』も『なんでも』書くことができます。

杉並区の「良い部分」や「悪い部分」、「伸ばしてほしいこと」や「やめてほしいこと」、「新たな提案」など、さまざまな意見を書いて、杉並区に届けてください！！

【各計画の閲覧場所】

企画課（区役所東棟4階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館（いずれも休業日を除く）



杉並区HP
特設サイト



【閲覧・意見募集期間】

12月4日(月)まで

【意見提出方法】

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、区役所企画課へお寄せ下さい。

【郵送】〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区政策経営部企画課 宛

【ファクス】 03-3312-9912

【Eメール】 kikaku-k@city.suginami.lg.jp

※ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は勤務先・学校名と所在地、事業者は事業所名・所在地・代表者氏名）を記入してください。

区ホームページ(左QRコード)からも、意見を書き込めます。

杉並のまちづくりを考える！！
～総合計画・施設再編計画等 改定案～
【緊急学習会】

2023年11月作成

編集・発行 日本共産党杉並区議団

編集責任者 富田たく

【連絡先】日本共産党杉並区議団控室

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 区議会内

電話：03-3312-2111(2319) FAX：03-3312-2610